

1. 政策及び目標等

政 策	リスク管理の高度化の推進
達成すべき目標	金融機関のリスク管理の高度化が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	金融機関は財務の健全性の確保及び収益性の向上を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要であるが、金融を巡る環境の変化に伴い金融機関の保有するリスクは多様化・複雑化しており、各金融機関のリスクに応じて金融機関のリスク管理の高度化が図られる必要がある。
測定指標	金融機関のリスク管理の高度化の状況

2. 17年度重点施策等

17年度 重点施策	リスク管理に関するルールの整備 金融機関のガバナンス（経営管理）向上の推進
参考指標	リスク管理に関するルールの整備状況（自己資本比率告示の改正、監督指針・解釈集の改正、ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し等） 貸出債権市場活性化のための取組み状況 金融機関のガバナンス向上に向けた諸施策の実施状況

3. 政策の内容

金融機関は財務の健全性の確保及び収益性の向上を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要であるが、金融を巡る環境の変化に伴い金融機関の保有するリスクは多様化・複雑化しており、各金融機関のリスクに応じて金融機関のリスク管理の高度化が図られる必要があることから、そのためのルール整備等を行うこととしています。

4. 平成 17 事務年度における事務運営についての評価

金融機関のリスク管理の高度化の状況

(1) リスク管理に関するルールの整備等

リスク管理に関するルールの整備等

主要行の自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化を行ったことにより自己資本の質が向上し、わが国の金融システムの更なる安定が図られたも

のと考えています。

また、バーゼル Ⅲ に関し、新しい自己資本比率告示や告示に関する Q & A 等のリスク管理に関するルールの整備を行ったことにより、金融機関が抱える多様化・複雑化したリスクをより精緻に捉えることが可能となったほか（バーゼル Ⅲ に関する新告示は 19 年 3 月 31 日より適用）、バーゼル Ⅲ 第 2 の柱について、各監督指針の改正を行ったことにより、各金融機関が自らの業務の規模やリスク・プロファイル等に応じて、適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、リスクに応じた自己資本の充実度を評価するプロセスを構築することが促されるものと考えています。

早期警戒制度の拡充は、バーゼル Ⅲ 第 1 の柱（最低所要自己資本比率）で捉えきれないリスクを含め、金融機関のリスクのモニタリングを行うもので、これにより金融機関における早め早めの警戒・改善が促されるものと考えています。

リスク管理高度化計画の策定や監督指針の規定に基づく当該計画の進捗状況等についてのリスク管理ヒアリングの実施は、金融機関のリスク管理の高度化の推進に寄与したものと考えています。

保険の第三分野商品に係る責任準備金積立ルール等の整備を行ったことにより、保険会社の財務の健全性が確保され、金融機能の安定に寄与したものと考えています。

貸出債権市場の活性化

シンジケート・ローンは、参加金融機関に借入人の情報が差異なく共有されているうえ、相対貸出のような情報の非対称性がなく、リレーションを必要としないことから、譲渡が前提とされた貸出形態です。このシンジケート・ローンの組成実績は、次のとおり、年々増加傾向にあることから、貸出債権市場の活性化につながったものと考えています。

15 年度（15 年 4 月～16 年 3 月）19 兆 680 億円

16 年度（16 年 4 月～17 年 3 月）21 兆 6,250 億円（前年度比 + 13.41%）

17 年度（17 年 4 月～18 年 3 月）25 兆 9,160 億円（前年度比 + 19.84%）

（2）金融機関のガバナンス（経営管理）向上の推進

18 年 6 月、各金融機関における諸課題について、内部監査ヒアリングを実施しました。当該ヒアリングは各金融機関における諸課題に対する内部監査部門による関与状況等の把握に寄与したものと考えています。

また、銀行法及び保険業法における取締役等の適格性規定は、金融機関が考慮すべき具体的な要素が明確ではありませんでしたが、今般、適格性規定に関する具体的な着眼点や監督手法を監督指針に記載することにより、金融機関のガバナンスの強化に資するとともに、関係者の予見可能性を高めることとなったものと考えてい

ます。

5. 今後の課題

新しい自己資本比率告示に関するQ & Aは、バーゼル を円滑に実施するとともに、金融機関のリスク管理の高度化に資するという観点から公表したのですが、必要に応じ、今後ともQ & Aの充実を図っていく必要があります。

また、証券会社の自己資本規制に係る算出方法、保険会社のソルベンシー・マージン比率の算出基準については、引き続き、見直しに向けた検討作業を行っていく必要があります。

以上を踏まえ、19年度において、バーゼル の国内実施に必要な経費及びソルベンシー・マージン比率の算出基準見直しのための予算要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて特に成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。